

【1】介護施設における感染症対策に関する基本方針

介護施設は抵抗力が弱い高齢者が集団で生活する場である。このため、感染症が広がりやすい状況にあることを認識しなければならない。また、感染症をゼロには出来ないことを踏まえたうえで被害を最小限にしなければならない。このような前提のもと介護施設では感染症予防体制を整備し平常時から対策を実施するとともに、発生時には感染拡大防止の為に迅速で適切な対応が必要になる。

【2】感染対策本部・委員会等の設置

法人施設内で発生する感染症に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため対策本部・委員会等を設置し、下記内容を検討・実施する。

- ・施設内感染防止のための調査・研究に関すること
- ・施設内感染防止のための通知および教育に関すること
- ・施設内感染防止のための対策に関し必要と思われる事項
- ・その他、感染防止に関連すること

●「法人感染対策本部」

本部長	ながおか医療生協	理事長	羽賀正人
副本部長	虹のまち福祉会	理事長	星野 智
事務局長	ながおか医療生協	専務理事	樋口 歩
事務局	ながおか医療生協	常務理事	土田武千代
		常務理事	佐藤夏江

<役割>

感染予防・対策の方針決定
情報発信・指示
保健所等行政への報告
人材・衛生材料等の調達 など

●「法人感染症対策委員会」

「法人対策本部」の方針により看護管理会議内で6回/年開催する。

メンバーは、「法人対策本部」役員及び、診療所・クリニック・各事業部の看護管理者とする。

<役割>

「法人対策本部」の指示を受け、具体的予防策等の策定・現場指導など。

●「感染対策委員会」

介護事業所（入所・通所事業所）において委員会を設置し、担当者を選任する。

委員会は1回/6月以上開催する。

<役割>

「対策本部」「法人感染症対策委員会」からの指示により事業所内の感染予防に対する検討・実施を行う。

【3】 平常時の感染対策の基本方針

<職員研修について>

- ①感染予防対策の基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的とする。
- ②感染予防に関する職員研修は2回/年程度開催し、出席できなかった者については伝達研修もしくは必要に応じ随時開催する。

<事業所内の衛生管理について>

- ①職員は感染対策マニュアルに沿って、手洗いの徹底・マスク着用の励行など、常に感染予防策の遵守に努める。
- ②職員は自らが感染源とならないよう、健康管理に留意するとともに、ワクチン接種によって予防できる疾患については適切にワクチン接種を行う。また、入居者・職員ともに必要なワクチン接種率を高めるように努める。
- ③職員は感染対策マニュアルに沿って、スタンダードプリコーションの徹底・防護具の使用・職業感染の防止に努める。

【4】 感染発生時に対応する基本方針

- ①早い段階で受診し、協力医療機関及び担当医師の指示を仰ぎ、迅速な対応がとれるよう情報管理を適切に行う。
- ②感染の原因特定のため、症状のタイプや種類等フィードバックする。
- ③個々の感染症例は協力医療機関及び担当医師の指示に従い対応する。
- ④集団発生あるいは異常発生が見られる場合は、原因排除及び感染拡大防止に努める。
- ⑤集団発生や新型コロナウイルス等の指定感染症発生時は、保健所及び管轄行政に速やかに報告し助言・指導を求める。
- ⑥委員会の判断により面会の制限等が生じた場合には、速やかに入居者家族に連絡する。

以上